国民年金保険料免除(猶予)制度のお知らせ

国民年金は性別、年齢、所得額などに関係なく、法律によって定められた保険料を60歳になるまで納め ます。国民年金にはみんなが加入し、老後や病気・ケガで障害になったとき、夫に先立たれたときなどに基 礎年金を支給し、経済的な支えになることを目的としています。

間国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2290)

保険料の免除制度について

国民年金は、加入者である皆さんに保険料(平成 28年度は月額16,260円)を納付していただくことで 成り立っていますが、所得が低いなどの理由から保 険料を納めることが困難なとき、申請により保険料 の納付が免除される「申請免除」の制度があります。

※国民年金(基礎年金)の給付の2分の1(平成21年 度以前分は3分の1)は国庫負担でまかなわれて いるため、保険料が免除された期間は、老齢基礎 年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額 に反映されます。

□免除の種類と免除後の納付額(平成28年度)

 \rightarrow

●全額免除

0円

●4分の3免除 →

4 070円

●2分の1免除 →

8.130円

● 4分の 1 免除 → 12.200円

□免除該当となる所得基準額

保険料の免除は、本人、配偶者、世帯主の前年所 得が、それぞれ下の表に示す基準額以下であること が条件です。ただし、一部免除の基準額は扶養親族 等控除額、社会保険料控除額などによって変わります。

種類			一部免除		
扶養		全額免除	4分の3 免除	2分の1 免除	4分の1 免除
な	U	57万円	78万円	118万円	158万円
1	人	92万円	116万円	156万円	196万円
2	人	127万円	154万円	194万円	234万円
3	人	162万円	192万円	232万円	272万円

保険料の納付猶予制度について

申請者本人の所得が一定額以下であっても、所 得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場 合には保険料免除が認められませんが、50歳未満 の方に限り保険料の納付を先延ばし(10年間)するこ とができます(平成28年7月から平成37年6月末ま で)。承認・申請期間は免除制度と同じです。

- ※猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間 に算入されますが、追納しなければ年金額には反 映されません。
- ※本人と配偶者の所得が全額免除該当の範囲内で あることが必要です。

免除・猶予制度共通事項

□承認・申請期間(平成28年度)

●承認期間:平成28年7月~平成29年6月

●申請期間:平成28年7月~

※申請月から原則2年1か月前までさかのぼって 免除申請ができます。過年度の免除申請がお済み でない方は、早めに手続きをお願いします。

□申請に必要なもの

- ◎はんこ
- ●年金手帳
- ●雇用保険受給資格者証、または雇用保険被保 険者離職票の写し(失業などを理由に申請する 場合。公務員だった方は、退職辞令書の写し)
- ●平成28年度住民税課税証明 書など(他の市町村で所得の 申告をした場合)
- ※所得の申告をしていない場合 は、申告をしてから申請してく ださい。



免除・猶予制度の注意点

- ●一部免除制度は、保険料の一部を免除して、残り の保険料を納付する制度です。免除後の保険料を 納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無 効(未納と同じ扱い)となるため、将来の老齢基礎 年金の額に反映されず、また、障害や死亡といっ た不慮の事態が生じた際に、年金を受け取ること ができなくなる場合がありますので、ご注意くだ さい。
- ●免除または猶予された保険料については、10年 以内ならば追納することができます。ただし、承 認を受けた年度から3年度目以降に納付する場合 は、経過した年数に応じて当時の保険料に一定率 を乗じた金額が加算されます。
- ●平成17年以降に「継続申請」をし、その所得が承 認基準額以内のため全額免除、納付猶予が承認さ れている方は、改めて申請する必要はありません。 離職票などを添付し、退職を理由に承認された方 は、更新のため再度申請する必要があります。
- ●保険料の免除申請は、随時受け付けていますが、 申請が遅れると障害基礎年金などが受給できなく なる場合がありますので、ご注意ください。